



2010年5月10日

各 位

会社名 広栄化学工業株式会社
 代表者名 取締役社長 大庭 成弘
 コード番号 4367 (大証第2部)
 問合せ先 総務人事室 (広報)
 (TEL : 03-6667-8280)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成22年5月10日開催の取締役会において、定款一部変更の件に関して、平成22年6月24日開催予定の第149期定時株主総会に上程することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、経営意思決定機能と業務執行機能を分離することで、経営全体の更なる効率化を図るため、平成22年6月24日付で新たに執行役員制度を導入いたします。これに伴い、以下のとおり定款の変更を行うものであります。
- ①取締役の員数を現行の20名以内から10名以内へ減員を行うものであります。(変更案第16条)
 - ②役付取締役に関する副社長、専務および常務の役付を廃止し、執行役員において用いる役付とすることを明確にする旨変更を行うものであります(変更案第19条第2項)。
- (2) 監査体制の実効性および独立性を一層確かなものとするため、監査役の員数を現行の4名以内から5名以内へと増員を行うものであります(変更案第21条)。また、社外監査役の責任範囲等を明確にするために、社外監査役との責任限定契約締結に関する規定を新設するものであります(変更案第26条)。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員 数) 第 16 条 当会社に取締役 <u>20</u> 名以内を置く。	(員 数) 第 16 条 当会社に取締役 <u>10</u> 名以内を置く。
第 17 条 ～ (省 略) 第 18 条	第 17 条 ～ (現行どおり) 第 18 条
(代表取締役および役付取締役) 第 19 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 ② 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、 <u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u>	(代表取締役および役付取締役) 第 19 条 (現行どおり) ② 取締役会の決議により、取締役会長および社長各 1 名を選定することができる。
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
(員 数) 第 21 条 当会社に監査役 <u>4</u> 名以内を置く。	(員 数) 第 21 条 当会社に監査役 <u>5</u> 名以内を置く。
第 22 条 ～ (省 略) 第 25 条	第 22 条 ～ (現行どおり) 第 25 条
(新 設)	(社外監査役の損害賠償責任) 第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契

		約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第26条 ～ 第29条	(省 略)	第27条 ～ 第30条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成22年6月24日
定款変更の効力発生日 平成22年6月24日

以 上